

福岡県配合飼料価格高騰対策事業費補助金交付要綱

制 定 令和7年2月3日6畜第2273号

(目的)

第1条 知事は、配合飼料価格の高止まりにより厳しい畜産業の経営環境を踏まえ、畜産経営の安定と継続を図るため、畜産関係団体及び畜産農家（以下「事業実施主体」という。）が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(対象者)

第2条 この補助金の交付の対象は、事業実施主体とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は補助の対象としない。

- (1) 暴力団員
- (2) 暴力団が役員となっている団体
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(補助の対象及び補助率)

第3条 事業の種類、採択基準、補助の対象となる経費及び補助率は別表1、事業実施主体及び助成対象者は別表2のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする事業実施主体は、福岡県配合飼料価格高騰対策事業費補助金交付申請書（別表1の事業の種類欄に掲げる団体支援型にあつては様式第1号－1、個別支援型にあつては様式第1号－2。以下「交付申請書」という。）を知事に提出しなければならない。

2 事業実施主体は、前項の交付申請書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない各事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

(交付決定の取消)

第5条 知事は、事業実施主体が規則に違反した場合、不正の手段により補助金の交付決定を受けた場合又は第2条第2項に規定する者であることが判明した場合は、交付決定を取り消すものとする。

(申請の取り下げ)

第6条 補助金の交付決定を受けた事業実施主体は、規則第7条第1項の規定により補助金交付の申請を取り下げようとするときは、規則第6条の規定による決定通知書を受領した日から10日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(申請内容の変更承認等)

第7条 事業実施主体は、交付申請書の記載事項について、別表1の重要な変更の欄に掲げる変更をしようとするときは、福岡県配合飼料価格高騰対策事業費補助金変更承認申請書（様式第2号。以下「変更承認申請書」という。）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 第4条第2項ただし書の規定により交付の申請をした事業実施主体は、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して、変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の中止又は廃止)

第8条 事業実施主体は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、福岡県配合飼料価格高騰対策事業中止（廃止）申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(概算払)

第9条 事業実施主体は、補助金の概算払を受けようとするときは、福岡県配合飼料価格高騰対策事業費補助金概算払請求書（別表1の事業の種類の欄に掲げる団体支援型にあつては様式第4号－1、個別支援型にあつては様式第4号－2。以下「概算払請求書」という。）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定により概算払請求書の提出があつた場合において、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の全部又は一部について概算払をするものとする。

(実績報告)

第10条 事業実施主体は、福岡県配合飼料価格高騰対策事業費補助金実績報告書（別表1の事業の種類の欄に掲げる団体支援型にあつては様式第5号－1、個別支援型

にあつては様式第5号ー2。以下「実績報告書」という。)を補助事業の完了の日から起算して2か月を経過した日までに知事に提出しなければならない。

- 2 事業実施主体は、事業の実施期間内において、県の会計年度が終了したときは、当該会計年度の翌年度の4月20日までに別表1の事業の種類の欄に掲げる団体支援型にあつては様式第6号ー1、個別支援型にあつては様式第6号ー2により作成した年度終了実績報告書を知事に提出しなければならない。
- 3 事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出するにあたって、第4条第2項ただし書に該当した場合において、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金から減額して報告しなければならない。
- 4 事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(関係書類の整備)

第11条 規則第10条に規定する帳簿及び証拠書類は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかななければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年2月3日から施行し、令和7年度までの補助金に適用する。

別表 1 事業の要件

事業の種類	採択基準	補助の対象となる経費	補助率	重要な変更	事業年度
配合飼料価格高騰対策事業					
団体支援型	福岡県内に所在し、福岡県内に農場が所在する畜産業を営む個人、法人及び団体と配合飼料価格安定基金の基本契約及び数量契約を結んでいる団体（以下「基金管理団体」という。）	令和6年4月から令和7年3月までに購入した配合飼料に要した経費のうち、知事が別に定める基準価格からの上昇額	1/2以内	1 補助金額の増 2 事業実施場所の変更 3 事業実施主体の変更	令和6年度
個別支援型	配合飼料価格安定基金に未加入かつ福岡県内に農場が所在する畜産業を営む個人、法人及び団体				
事務費	基金管理団体	本事業の実施にあたり発生する経費	10/10 (定額)		

別表 2 事業実施主体及び助成対象者

事業区分	事業実施主体	助成対象者
団体支援型	基金管理団体 一般社団法人福岡県配合飼料価格安定基金協会 JA全農くみあい飼料株式会社 ふくおか県酪農業協同組合 福岡県畜産事業協同組合	福岡県内に農場が所在する畜産業を営む個人、法人及び団体で、基金管理団体と配合飼料価格安定基金の基本契約及び数量契約を結んでいる経営体
個別支援型	畜産農家	福岡県内に農場が所在する畜産業を営む個人、法人及び団体で、配合飼料価格安定基金に未加入である経営体